

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和50年10月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を50年10月5日に、資格喪失日に係る記録を同年12月15日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月ごろから同年12月15日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。A社C支店が開店した昭和50年10月ごろから51年1月20日までは同支店に勤務し、厚生年金保険料の控除記録のある給料明細書も持っている。被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社の給与明細書により、昭和50年10月及び同年11月の厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる。

また、申立人のA社C支店における雇用保険被保険者記録は、昭和50年10月5日取得、51年1月20日離職となっている。

一方、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同支店において被保険者の資格を取得した日と同日の昭和50年12月15日とされており、それより前の期間については、適用事業所としての記録は無い。

また、申立期間当時、飲食店であったA社C支店は、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていないところ、同支店の開店準備（昭和50年7月ごろ）から同支店が適用事業所（同年12月15日）となるまでの期間について、同支店の支店長及び事務担当者らは、社会保険庁のオンライン記録により、A社B支店において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

このことから、申立人についても、B支店において昭和50年10月5日に被保険者資格を取得し、50年12月15日に被保険者資格を喪失したと認めるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和50年10月及び同年11月の標準報酬月額については給与明細書に記載の厚生年金保険料の控除額から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B支店はすでに全喪しているため、申立期間当時の資料は存在しないが、申立期間の同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したとは考え難い。また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 41 年 6 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。昭和 39 年 8 月から A 社に勤務し、同社退職後、具体的な時期は覚えていないが、B 社で採用面接を受け、同一の事業主が経営する C 社に 41 年 6 月まで勤務していたので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 39 年 8 月に入社したとしている A 社（現在は、D 社）は、申立期間当時の人事記録を廃棄している上、保管している昭和 37 年度以降の雇用保険被保険者離職証明書の離職者には、申立人の氏名は見当たらないとしていることから、申立人の申立期間における同社での勤務の実態が確認できない。

また、申立人は、同社における当時の同僚を記憶していないことから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時被保険者資格を有した従業員に照会したが、申立人の勤務の実態及び保険料控除の事実をうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

申立人は、A 社退社後、B 社で採用面接を受け、同社に隣接して立地していた C 社に昭和 41 年 6 月まで勤務していたとしているが、B 社の被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番がみられない。

また、C 社なる事業所については、社会保険庁のオンライン記録で確認したが、当時、E 府内で厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、同社に係る商業法人登記の記録は見当たらない。

さらに、申立人は、当時のC社の同僚3人の氏名を挙げているが、これら3人はいずれも類似名称も含めてC社なる事業所における厚生年金保険被保険者記録は無く、そのうち1人はB社における被保険者記録がある。そこで、B社の被保険者名簿により、当時被保険者資格を有した従業員に、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、申立人が同社に勤務していたとの証言は得られたものの、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

加えて、B社は全喪しており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人には給与明細書等の関連資料は無く、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情はみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 26 日から 47 年 3 月 11 日まで
申立期間に A 社に勤務して、厚生年金保険に加入していたが、この間の標準報酬月額は 3 万 6,000 円から 8 万円までの間の額となっている。

しかし、申立期間当時、15 万円程度の給料をもらった記憶があり、同社を退職後に失業保険を 9 万円程度受けていた記憶もあるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社での標準報酬月額は、資格取得当初（昭和 41 年 10 月 26 日）の 3 万 6,000 円から、その後定時改定の度に漸増し、資格喪失の前には 8 万円となっており、同社の同年代の同僚の標準報酬月額と比較しても少額とはいえ、不自然とは考え難い。

また、当時の同僚から聴取したところ、「標準報酬月額は給与と比較して低かった。」との供述を得ることもできなかった。

さらに、申立人は給与明細書等申立期間の標準報酬月額を確認できる関連資料を所持しておらず、また、上記会社は既に全喪しており、申立人が、申立期間に申立ての給与の額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがわける関連資料は無い。

なお、申立人は、同社退職後、失業保険を 9 万円程度受けていたとしていることから、公共職業安定所に照会したところ、公共職業安定所では、当時の資料は保存されておらず、失業保険の給付額について確認す

ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。